

香川県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県水道局管理規程第2号

香川県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

香川県工業用水道事業給水規程（昭和43年香川県企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(料金の減免の額)</p> <p>第18条 条例第11条の規定により料金を減免できる額は、次の各号に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> | <p>(料金の減免の額)</p> <p>第18条 条例第11条の規定により料金を減免できる額は、次の各号に定める額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> |

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の香川県工業用水道事業給水規程の規定にかかわらず、この規程の施行の日前から継続して供給している水道の使用で、同日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金を減免できる額については、なお従前の例による。